

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この企業管理規程は、鳥取県病院局に勤務する職員（臨時及び非常勤の職員を除く。）の職の設置について定めるものとする。</p> <p>（職員の職）</p> <p>第2条 職員の職は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p>	<p><u>鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この企業管理規程は、鳥取県病院局に勤務する職員（臨時及び非常勤の職員を除く。）の<u>種類及び職の設置について定めることを目的とする。</u></p> <p>（職員の種類）</p> <p>第2条 <u>職員の種類は、事務吏員及び技術吏員とする。</u></p> <p>（職員の職）</p> <p>第3条 職員の職は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 <u>事務吏員又は技術吏員をもって充てる職</u> <u>局長（病院局長に限る。）、課長、参事、課長補佐、主幹、係長、副主幹、企業出納員、現金取扱員</u></p> <p>2 <u>事務吏員をもって充てる職</u> <u>局長（事務局長に限る。）、次長、主事、医療ソーシャルワーカー、医療計算士</u></p> <p>3 <u>技術吏員をもって充てる職</u> <u>院長、理事監、副院長、局長（前2号に掲げるものを除く。）、部長、医長、副医長、副看護局長、看護師長、副部長、室長、副室長、理学療法士長、</u></p>

<p>院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、医 長、副医長、看護師長、副部長、室長、副室長、副 看護師長、臨床検査主任、薬剤主任、理学療法主任、 臨床工学主任、看護主任、栄養主任、歯科衛生主任、 診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、副 主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、 歯科医師、薬剤師、理学療法士、臨床工学技士、看 護師、准看護師、助産師、栄養士、歯科衛生士、診 療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、企 業出納員、現金取扱員、メッセージャー長、ボイラ 技士長、調理師長、副調理師長、自動車整備士、運 転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医 療助手</p>	<p>機械技師、電気技師、衛生技師、医師、歯科医師、 薬剤師、理学療法士、臨床工学技士、看護師、准看 護師、助産師、栄養士、歯科衛生士、診療放射線技 師、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、 調理師、調理員、医療助手</p>
---	---

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。